

国民年金保険料納付のお願い

日本国内にお住いの20歳から60歳までの方は国民年金に加入しなければなりません。

このうち、自営業者、学生、無職などの人（第1号被保険者）は社会保険庁から送付される納付書により金融機関等で保険料を納めていますが、この国民年金保険料を納めないでいると、将来「老齢基礎年金」が減額されたり受けられなくなるだけでなく、病気やけがで働けなくなった場合「障害基礎年金」が受けられなくなったり、万が一亡くなられた場合、残された妻や子が「遺族基礎年金」を受けられなくなります。このようなことにならないためにも国民年金保険料は納付期限までに納めましょう。

【保険料を納めることが難しい方】

保険料を経済的理由などで納められないような場合は、そのまま未納にせず保険料の「免除申請や納付猶予申請」を行いましょ。全額を免除された場合でも3分の1が年金額に反映されます。

また、経済的に余裕のできたときに10年間前（2年間以前は加算金がかかります）までさかのぼって保険料を納めることもできます。このように、保険料の免除や納付猶予の制度はとて有利な制度です。

詳しくは、本誌7月号をご参照いただき、苫小牧社会保険事務所・年金ダイヤル、または役場国保年金課年金係までお問い合わせください。

【保険料の納付は口座振替が便利です】

口座振替を利用しますと、指定された口座から自動的に引落としされ、納付の都度金融機関等に行く手間が省けます。うっかり納め忘れることもないので安心です。

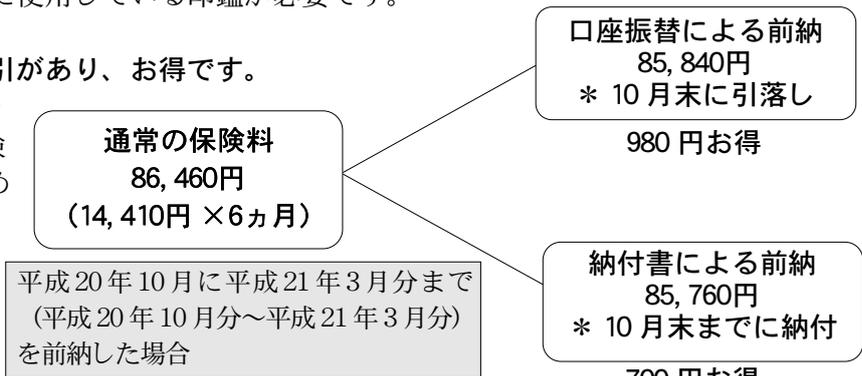
手続きは、「銀行」・「郵便局」・「農協」などで行ってください。

【手続きに必要なもの】

納付案内書・預貯金通帳・通帳に使用している印鑑が必要です。

保険料は、まとめて前納すると割引があり、お得です。

平成21年3月分までの国民年金保険料をまとめて納付すると、保険料額が割引されてお得なうえ、納め忘れの心配もなく安心です。



納付する月による納付額と割引額を下記の表にまとめましたので、参考にしてください。

納付月	平成20年			平成21年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常保険料	86,460円	72,050円	57,640円	43,230円	28,820円	14,410円
前納（口座振替）	85,480円	—	—	—	—	—
前納（納付書）	—	85,760円	71,580円	57,360円	43,090円	28,770円
割引額	980円	700円	470円	280円	140円	50円

※ 口座振替による前納は、1年分（4月分～翌年3月分）、半年分（4月分～9月分、10月分～翌年3月分）及び1ヶ月分（当月末振替）のみとなります。当月末振替は月々50円割引となります。

※ 半年分（10月分～翌年3月分）の前納の納付期限等の詳細は社会保険事務所にご確認ください。

- ▶ 年金の相談は ◀ねんきんダイヤル（年金電話相談） ☎ 0570 - 05 - 1165
- ▶ 保険料の納付相談など ◀苫小牧社会保険事務所（納入相談） ☎ 0144 - 36 - 6135
- 年金相談（来訪予約） ☎ 0144 - 56 - 9001
- ▶ 国民年金制度の届出・問合せ ◀国保年金課（早来庁舎） ☎ 2512（直通）
- 住民総合相談室（追分庁舎） ☎ 2411